

企業集団制度の概要（建設業法に基づく技術者配置）

「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（本通知）（令和6年3月26日付け国不建技291号）の概要

- ① : 本通知1.（3ヶ月後等配置可能型）の枠組み 【新たな制度】
- ② : 本通知2.（即時配置可能型）の枠組み 【旧通知から一部改正】
- ③～⑥ : ①及び②それぞれの確認の流れ等

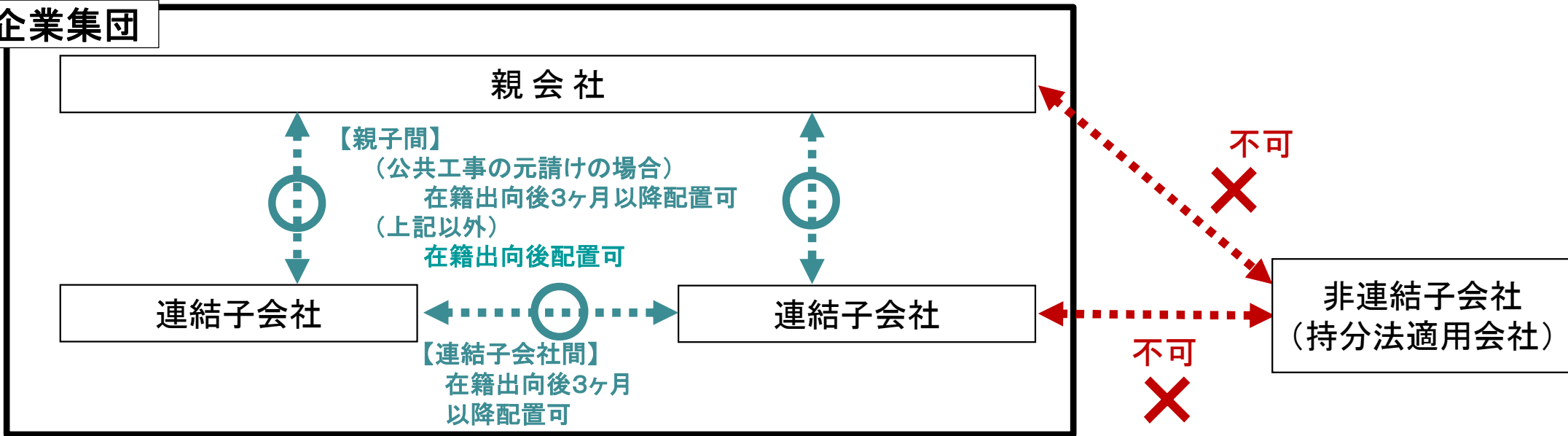
【背景等】

- 建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、それぞれが所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされている。
- 一方で、その特例として、一定の企業集団においては、親会社及びその連結子会社の間の出向社員を直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱ってきたところ。
- 今般、企業集団内における出向社員の取り扱いの更なる合理化を図るため、新たに企業集団内の出向社員に係る取り扱いを定めた（本通知1.）ところ。
- なお、合理化にあたって、旧通知の内容に比して親会社と連結子会社間の出向社員に関して一定の要件（一部の場合、出向後3ヶ月以降配置可）を設定していることを踏まえ、旧通知※における取り扱いについても一部改正し継続するものとする（本通知2.）。
- 本通知の適用は、令和6年4月1日以降。（旧通知※は廃止）

※「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」
（平成28年5月31日付け国土建第119号）

①通知1. 「3ヶ月後等配置可能型」

企業集団



【企業集団の概要】

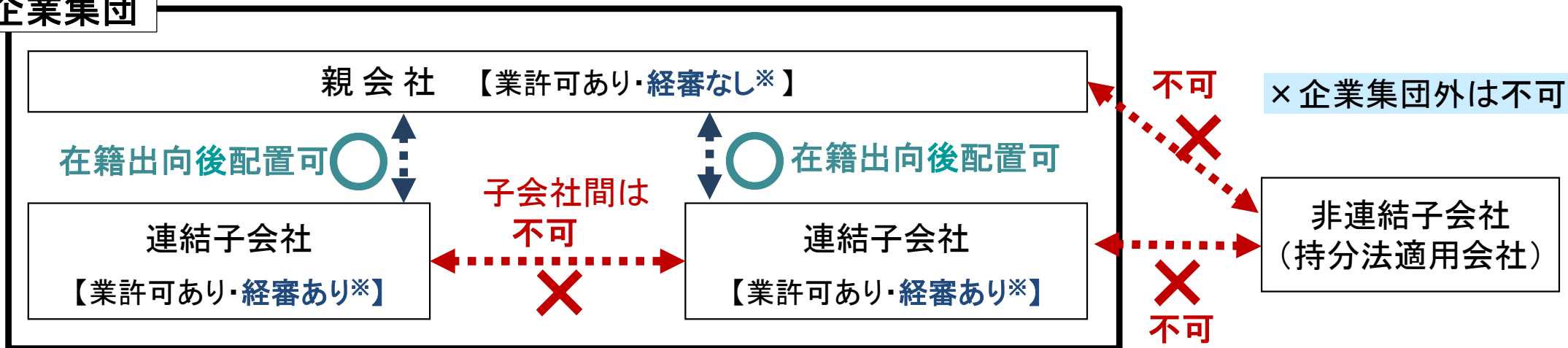
- 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団内において、親子間または連結子会社間の在籍出向者を監理技術者等として置くことができる。
 - 企業集団の要件
 - 1) 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団^(注)であること
注：親会社が会社法第2条の会計監査人設置会社であり、会社法444条の連結計算書類を作成している企業集団が対象
 - 企業集団を構成する親会社及びその連結子会社が出向社員を監理技術者等として設置するときの要件
以下の場合は、所属建設業者から入札の申込のあった日^{※1}以前に出向先と三ヶ月以上の雇用関係が必要。
 - ・「親会社とその連結子会社間」又は「連結子会社間」の出向社員に関し、国、地方公共団体及び公共法人等^{※2}が発注する建設工事（「公共工事」という）における元請の監理技術者等
 - ・「連結子会社間」の出向社員に関し、公共工事以外の工事における元請の監理技術者等及び全ての工事における下請の主任技術者
- ※1：指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日、公共工事以外の工事で入札等を行わない場合には見積書の提出のあった日
- ※2：公共法人等とは、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社

(補足)・企業集団確認書を取得している企業集団であっても、本枠組み(通知1.)を適用することは可能。

・「3ヶ月後等配置可能型」に関しては、「即時配置可能型」の要件にある、例えば経営事項審査にかかる要件や下請け人にかかる要件はなし。

②通知2. 「即時配置可能型」

企業集団



※ 図では親会社が経審を受けていない場合を示しているが、親会社が経審を受けており、かつ、全ての連結子会社が経審を受けていない場合も認められる

【企業集団の概要】

○ 下記要件を満たしていることについて、国土交通省土地・建設経済局建設業課長による確認(有効期間3年※)を受けることにより、企業集団内において親会社とその連結子会社間の出向者を監理技術者等として置くことができる。

○ 企業集団の要件

1) 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団(注)であること

注: 親会社が会社法第2条の会計監査人設置会社であり、会社法444条の連結計算書類を作成している企業集団が対象

2) 親会社及びその連結子会社が、建設業者であること

3) 2)の連結子会社が全て1)の企業集団に含まれる者であること

4) 親会社又はその全ての連結子会社の、いずれか一方が経営事項審査を受けていない者であること

5) 親会社又はその連結子会社が、既に本通知(旧通知含む)による取扱いになっていないこと

○ 企業集団を構成する親会社及びその連結子会社が在籍出向社員を監理技術者等として設置するときの要件

・ 当該出向先の会社が当該出向社員を監理技術者等として置く工事について、当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社が当該工事における下請負人になることはできない

※ 旧通知に基づき交付されている確認書のうち、有効期限が令和6年4月1日以降となっているものについては、交付済みの確認書に記載の有効期限に2年を加えた日までを有効期限とする。

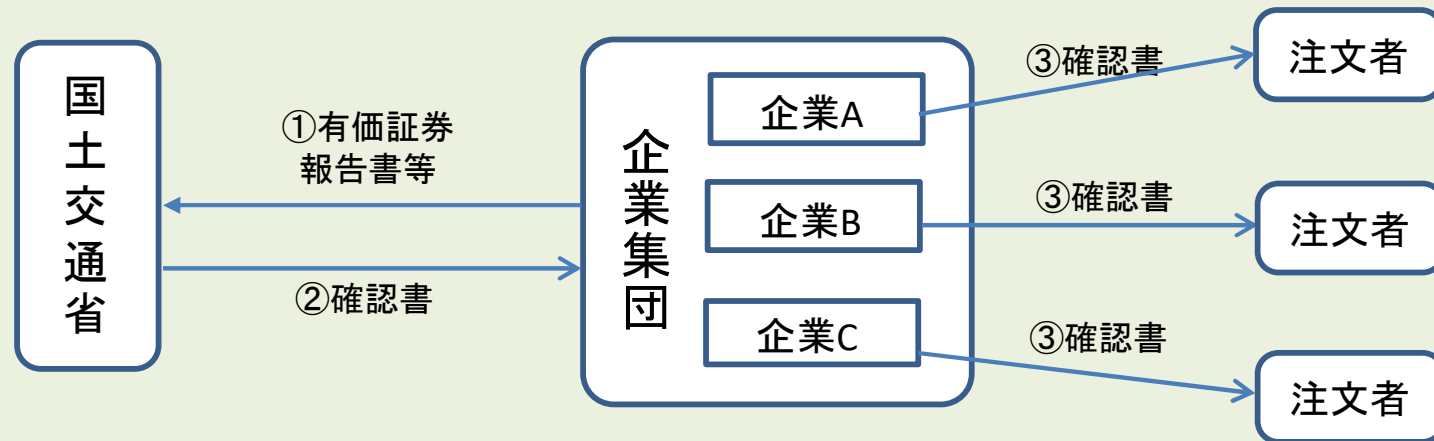
(補) 建設業課長の確認の有効期間を1年(旧通知)から3年(本通知)に改正している

③一定の企業集団であることの確認の流れ

<令和6年3月31日以前の確認の流れ(「即配置可能型」と称する)>

【概要】

- ①企業集団から国土交通省に企業集団確認の申請
- ②国土交通省から確認書を交付
- ③個別工事において、企業集団内の各企業が必要に応じ注文者に確認書の提出等を実施

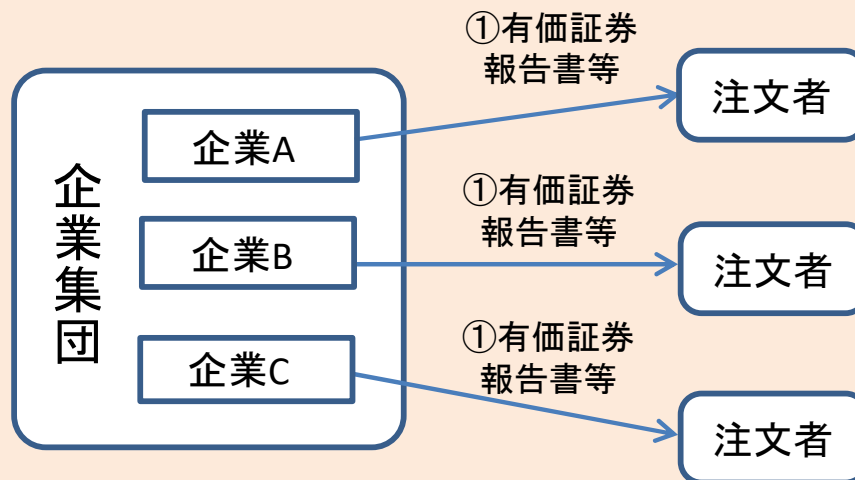


<令和6年4月1日以降の確認の流れ> (2つのタイプが併存)

①通知1. (3ヶ月後等配置可能型)

【概要】

- ①個別工事において、企業集団内の各企業が一定の企業集団内の企業であること等の確認ができるようにしておき、必要に応じ注文者に関係資料の提出等を実施



②通知2. (即配置可能型)

令和6年3月31日以前の
確認の流れと同じ※

※確認書の有効期間は、3年

④通知 1. (3ヶ月後等配置可能型) の確認の詳細

- 在籍出向社員について、企業集団内の出向社員であり、監理技術者等として配置可能であることを次に掲げる書類により確認できるようにしておく必要。(様式1-1参照)
- また、注文者の求めに応じ提出等を行う必要。
- なお、当該書類は事後的に確認できるよう、建設業法40条の3に規定する帳簿の保存期間と同期間保存。

1) 出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類(健康保険被保険者証等)

2) 出向であることを証する書類(出向契約書、出向協定書等)

3) 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団内の会社であることを示す以下の書類

①有価証券報告書により親会社及び当該連結子会社が確認できる場合:

有価証券報告書(親会社及び当該連結子会社が確認できる部分抜粋)

②①で確認ができない場合:

以下すべて

- ・事業報告書又は連結計算書類(親会社及び当該連結子会社が確認できる部分の抜粋)
- ・会計監査人による監査報告書(会計監査人が明示されている部分の抜粋)

③①及び②で確認ができない場合:

以下すべて

- ・有価証券報告書、事業報告書又は連結計算書類(親会社及び連結子会社数が確認できる部分の抜粋)

・連結子会社一覧(様式1-2参照)

④①～③で確認ができない場合:

①～③の書類と同程度に客観性が確保されると判断される書類

⑤通知 1. (3ヶ月後等配置可能型) の確認 (様式 1-1)

令和〇年〇月〇日

出向社員に関する証明について

所 在
商 号
代 表 者
担 当 者
連 絡 先 XXX-XXXX-XXXX

主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐に配置を予定している出向社員について、令和6年3月26日付け国不建技第291号1.(2)(3ヶ月後等配置可能型の要件)に適合していることを下記の証明書類にて証明いたします。

記

配置予定技術者名 ○○○○

(1) 出向社員の出向元の会社との間の雇用関係の確認

確認書類	
<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証	<input type="checkbox"/> その他(○○)

(2) 出向であることの確認

出向先で3ヵ月間以上雇用 ^{※1}	出向開始日	確認書類
<input type="checkbox"/> 3ヵ月以上	令和〇年〇月〇日	<input type="checkbox"/> 出向契約書 <input type="checkbox"/> その他(○○)

(3) 出向元および出向先の会社が一の親会社とその連結子会社からなる企業集団に属していることの確認

① 親会社

商号/所在	出向元/先	確認書類 ^{※2}
商号: ○○○○ 所在: ○○○○	<input type="checkbox"/> 出向元 <input type="checkbox"/> 出向先	<input type="checkbox"/> 有価証券報告書 <input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 連結決算書類 <input type="checkbox"/> その他(○○)

② 連結子会社(出向社員に關係する会社のみ記載)

商号/所在	出向元/先	確認書類 ^{※3}
商号: ○○○○ 所在: ○○○○	<input type="checkbox"/> 出向元 <input type="checkbox"/> 出向先	<input type="checkbox"/> 有価証券報告書 <input type="checkbox"/> 事業報告書(監査報告書を併せて添付) ^{※4、※5} <input type="checkbox"/> 連結決算書類(監査報告書を併せて添付) ^{※4} <input type="checkbox"/> その他(連結子会社一覧 ^{※6})

※1 「公共工事の元請の場合の親子間」及び「連結子会社間」の出向は、入札日から3ヵ月以上出向先に雇用されていることを確認

※2 親会社が記載されている頁を抜粋

※3 当該連結子会社が確認できる頁を抜粋(有価証券報告書:「関係会社の状況」欄等、事業報告書:「重要な子会社及び関連会社の状況」欄等、連結計算書類:連結注記表等)

※4 事業報告書又は連結計算書類の場合は、会計監査人の監査報告書(監査人が確認できる頁)を併せて添付

※5 当該連結子会社が親会社の連結であることが確認出来る場合は連結子会社の事業報告書でも可

※6 有価証券報告書等で当該連結子会社が省略されている場合は、連結子会社一覧にて証明(様式1-2参照)

⑥通知 1. (3ヶ月後等配置可能型) の確認 (様式 1-2)

令和〇年〇月〇日

連結子会社一覧

所 在
商 号
代表者
担当者
連絡先 XXX-XXXX-XXXX

「出向社員に関する証明について」にかかる確認書類(有価証券報告書、事業報告書、連結計算書類等)において、出向元または出向先の会社が省略されているため、連結子会社一覧を下記のとおり証明いたします。

No.	会社名	所在
1	国交建設	東京都千代田区霞が関2-1-3

(会計監査人及び連絡先)
会計監査人氏名: ○○○○
連絡先: ○○○○

※確認書類(有価証券報告書、事業報告書、連結計算書類等)において連結子会社が一部省略されており、出向元または出向先の会社が記載されていない場合のみ作成。

※内容が網羅されていれば様式は本様式以外であっても可